

県立病院使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第四十号

県立病院使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

県立病院使用料及び手数料条例施行規則（昭和二十四年広島県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「選定療養」を「健康保険法第六十三条第二項第三号及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第三号の規定により厚生労働大臣が定める療養」に改め、「精子融解料」の下に「、抗リン脂質抗体検査料、抗精子抗体検査料、卵巣機能検査料、流産物遺伝学的検査料」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。